野田市公告第320号

野田都市計画地区計画(山崎梅台地区)の決定の原案の縦覧

野田市地区計画等の案の作成手続に関する条例(平成2年野田市条例第21号) 第2条の規定により、野田都市計画地区計画の決定の原案を次のとおり縦覧に供す る。

令和6年12月3日

野田市長 鈴 木 有

- 都市計画の種類
 都市計画地区計画(山崎梅台地区)
- 2 都市計画を定める名称 山崎梅台地区地区計画
- 3 都市計画を定める位置 野田市山崎字藤台の全部の区域並びに字梅台及び字西新田の各一部の区域
- 4 縦覧場所 野田市建設局都市部都市計画課
- 5 縦覧期間 令和6年12月4日(水)から令和6年12月18日(水)まで (十曜日及び日曜日は除く。)
- 6 意見書の提出期間 令和6年12月4日(水)から令和6年12月25日(水)まで (土曜日及び日曜日は除く。)
- 7 意見書を提出しようとする方は、住所、氏名、電話番号、意見を記載(様式は任意)して、郵送(必着)又は持参により提出してください。

ただし、意見書を提出できる方は、区域内の土地所有者か、地上権などを有する利害関係のある方です。

宛先 〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1 野田市役所都市計画課